

## 久留米市インバウンド推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、久留米市インバウンド推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 本補助金は、民間事業者による外国人旅行客の誘客及び受入れ態勢の整備等の取組を予算の範囲内で支援することにより、外国人旅行客の利便性及び消費意欲の向上を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食事業者 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けて事業を営む者であつて、同法施行令第35条第1号又は第2号に該当する者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行っている者及びこれに類する者を除く。
- (2) 宿泊事業者 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受け又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして事業を営む者をいう。ただし、風営法第2条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」を行っている者及びこれに類する者を除く。
- (3) 小売事業者 統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類の大分類I—小売業に分類される事業を営む者をいう。
- (4) 観光事業者 見学や体験等を目的とした観光客の受入れを行う者をいう。
- (5) 交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業又は道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、外国人旅行客受入を積極的に取り組む飲食事業者、宿泊事業者、小売事業者、観光事業者及び交通事業者並びにそれらの複数の事業者から構成された団体で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有し、かつ、物の販売又はサービスの提供を継続的に行っていること。
- (2) 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する事業所等において、適切な新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行っていること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は補助対象者としなない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 公的機関及びそれに類する団体
- (3) 前各号に掲げる者のほか補助金の趣旨に照らして交付することが適当でないと市長が認める者  
(補助対象事業等)

第5条 補助対象事業及び補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に定める補助対象者が市内の事業所で行うインバウンド推進を目的とする事業で、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱以外の制度に基づく補助金の交付を直接若しくは間接に受け又は受けることが決定している事業は、補助の対象としなないものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、第5条に規定する補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1以内の額とし、その限度額は別表に掲げる額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 同一事業実施主体が同一年度内に、別表に掲げる補助事業を複数行う場合の補助額の限度額は、合算して200千円とする。

4 補助事業者が前条に掲げる補助事業を複数年度にわたり実施し補助金の交付を受ける場合は、過年度の補助金交付額を含め、その合計額の上限を300千円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条第1項の規定により申請書に添付する同項第1号から第3号までに掲げる書類の様式は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 事業計画書 第1号様式
- (2) 事業収支計画書 第2号様式
- (3) 役員名簿 第3号様式

2 規則第4条第1項第4号の書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 作成物、導入するシステム又は工事の概要等を確認又は説明できる書類
- (2) 補助対象事業に係る見積書等
- (3) 市税の滞納なし証明書

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付を決定した後において、補助対象者が当該事業においてこ

の要綱以外の制度に基づく補助金の交付を受けることが決定した場合は、当該補助金交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(事業実績報告)

第9条 規則第15条の規定により報告する際に当該実績報告書に添付する同条第1号の書類の様式は、事業収支決算書(第4号様式)とする。

2 規則第15条第3号の書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助対象経費に係る領収書等の写し

(2) 成果物又は成果物の写真

(来客状況報告書の提出)

第10条 市長は、補助対象者に対し補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から3年間、来客状況報告書(第5号様式)の提出を求めることができる。

(補助対象者等の責務)

第11条 補助対象者は、補助金の交付を受けた後も継続して外国人旅行客の積極的な受入れに取り組み、市のインバウンド推進施策に協力するよう努めるものとする。

(財産処分の制限)

第12条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた日の翌日から起算して5年以内に、補助事業により整備した財産について、他人に譲渡又は処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得るものとする。

(補則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

補助対象事業等

補助対象事業		補助対象経費	補助限度額
1 多言語案内整備事業	<p>(1) 施設内外の多言語の看板、案内板の設置</p> <p>(2) 多言語のパンフレット、マップ、メニュー等の作成</p> <p>(3) 多言語のホームページ作成</p> <p>(4) 多言語の案内・PR 動画の作成</p> <p>(5) デジタルサイネージの設置</p> <p>※(1)(4)については、日本語を除く 1 ヶ国語以上の言語、もしくは、ピクトグラムを使用すること</p> <p>※(2)(3)については、日本語を除く 2 ヶ国語以上の言語を使用すること</p> <p>※(5)については、日本語を除く 1 ヶ国語以上の言語での案内表示や動画の放映等を目的とするものに限る</p>	<p>①製作費</p> <p>②設置工事費</p> <p>③購入費</p> <p>④印刷製本費</p> <p>⑤翻訳費</p>	100千円
2 免税店等環境整備事業	<p>(1) パスポートリーダー、パスポートスキャナーの導入</p> <p>(2) 決済端末及び専用レジ・システムの導入</p> <p>(3) 申請手続き</p>	<p>①購入費</p> <p>②設置工事費</p> <p>③手数料</p> <p>④委託料</p>	100千円
3 キャッシュレス決済環境整備事業	<p>(1) 国際的に対応可能なクレジットカード決済端末の導入</p> <p>(2) 海外の決済システムが利用可能なモバイル決済端末の導入</p>	<p>①購入費</p> <p>②設置工事費</p>	100千円

補助対象事業		補助対象経費	補助限度額
4 多言語コミュニケーションツール導入事業	(1)多言語音声翻訳機器の導入 (2)指差し会話シートの作成	①購入費 ②製作費	50千円
5 公衆無線LAN (Wi-Fi) 整備事業	(1)公衆無線LANの設置	①購入費 ②設置工事費	100千円
6 その他市長が認める事業	(1)インバウンドの推進に直接的に寄与する事業	①市長が認めた経費	100千円

